

5訂第4版 給水装置工事主任技術者 試験問題集

「これならわかる問題と解説」修正箇所

平成30年5月24日
全国管工事業協同組合連合会

ページ	問題設問見出し	誤植部分	誤	正
23	表2-3 水資質基準	2行目	平成 27 年4月1日	平成 29 年4月1日
202	(『改訂 給水装置工事技術指針』を発行している給水工事技術振興財団が、平成30年度に建設業法、各規格の見直し等を行い、増刷分を三刷として販売したことによる修正)	図7-3 特定建設業者	3,000 万円以上となる下請契約を締結して施工しようとする者 ただし、建築工事業は 4,500 万円以上	4,000 万円以上となる下請契約を締結して施工しようとする者 ただし、建築工事業は 6,000 万円以上
311	(同上)	3行目	改正 平成24年8月10日政令第211号	最終改正 平成28年4月6日政令第192号
311	(同上)	16行目	金額は、 3,000 万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、 4,500 万円とする。	金額は、 4,000 万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、 6,000 万円とする。
312	(同上)	6行目	請負代金の額が 2,500 万円(当該工事が建築一式工事である場合にあっては、 5,000 万円)以上	請負代金の額が 3,500 万円(当該工事が建築一式工事である場合にあっては、 7,000 万円)以上